

平成25年(ハ)第311号 慰謝料請求事件
原告 伊賀上剛史
被告 JAPAN MENSA

求釈明申立書

平成25年6月20日

川越簡易裁判所民事係 御中

原告 伊賀上剛史

原告に宛てられた通知(甲2号証)の中で被告は、原告の行為が会員を畏怖させるに足る害悪の示唆であると述べているが、被告によるこれ以上の説明は現在まで為されておらず、また添付された資料も問題となっている電子掲示板の一部抜粋のみであり、被告の主張には曖昧さが残る。

そこで、この点についての被告の主張を明確なものとさせ、争点を明らかにし審理を促進する観点から、次の点についての釈明を求める。

対象の明確化

1. 原告による発言の内、問題となっているのはどの発言か。
2. 1の発言について、畏怖させる対象となる人物は誰か。

畏怖させると看做せる原因の明確化

3. 原告の発言が実行された場合、2の会員に、如何なる事態が起こる事が想定され得るのか。
4. 何故に、3の事態が起こると想定され得るのか。

尚、1が複数ある場合、それら全てについて個別に、全項目について釈明する事を求める。

以上